

# 新潟市角田地区コミュニティセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。  
市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	角田地区コミュニティ協議会
評価対象の期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

## 1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市西蒲区役所地域課コメント欄
1 利用時間等	○	角田コミセンでは、センター長と事務長が中心となり、毎月職員全員が出席する会議を開催し、施設管理における報告事項・留意事項などの情報伝達や意見交換を行っており、施設サービスの向上に努めた。 また、利用者アンケートの記入を積極的に呼びかけ、利用者の声を聴取するとともに、可能な限り改善を行った。この1年間を通して施設内の事故や利用者からの苦情もなく、施設サービスを提供できた。
2 適正な人員配置	○	
3 施設の貸出	○	
4 管理運営に関する基本方針	○	
5 案内等の対応と接遇	○	
6 要望や苦情等への対応	○	
7 緊急体制(事故、救急等)	○	

## 2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市西蒲区役所地域課コメント欄
1 地域貢献活動	◎	角田コミ協が主催する地域活動事業の会場として、角田コミセンを積極的に利用するほか、角田コミ協関係職員が常在するコミュニティ施設として地域内に広く周知したほか、SNSを活用し、地域の拠点施設として認知されるよう努めた。
2 情報提供	○	
3 サービス向上の観点	○	

## 3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市西蒲区役所地域課コメント欄
1 建物保守管理等	○	施設や備品などの管理状況を定期的に点検するとともに、利用者が安全かつ快適に利用できるよう整理整頓を心掛けていた。 また、コミセン職員全員が参加した避難訓練を行い、災害等への対応について確認をした。 さらに、関係団体が気軽に立ち寄り、地域情報を交換できる場づくりに努めるとともに、個人情報保護など各種研修会に、職員を積極的に出席させるなど、施設管理に必要な知識などの習得を支援した。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	○	
6 再委託	○	
7 災害等への対応	○	
8 関係団体、地域との連絡調整	◎	
9 管理記録	○	

## 4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市西蒲区役所地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	角田コミセン職員に対し、こまめな消灯の徹底など経費削減への取組を行っていた。また、利用者増に向けて、コミ協広報誌などで積極的にPRした。
2 利用料金	○	
3 利用者増等	○	

## 5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

角田コミセンは、平成27年4月の開館から2年が経過し、指定管理者である角田コミ協は、初年度の経験を活かし、気軽に利用できるよう適切な施設管理運営を行っていた。角田コミ協の広報誌やホームページを活用して、角田地域の住民などに地域活動の拠点施設である旨を広く周知するとともに、SNSを活用し地域外にも広くPRした。また、気軽に地域住民や関係団体が立ち寄れるよう、オープンスペースにテーブルと椅子を置き、何でも相談できる雰囲気づくりに努めていた。また、角田コミセン職員に対し各種研修への出席を促し、職員の資質とサービスの向上を図った。  
以上のことから総合的に勘案し、角田コミ協は角田コミセンの指定管理者として「優良」と評価した。

### ※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

### ※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 西蒲区役所地域課 地域振興係 0256-72-8161(直通)